

経済原論

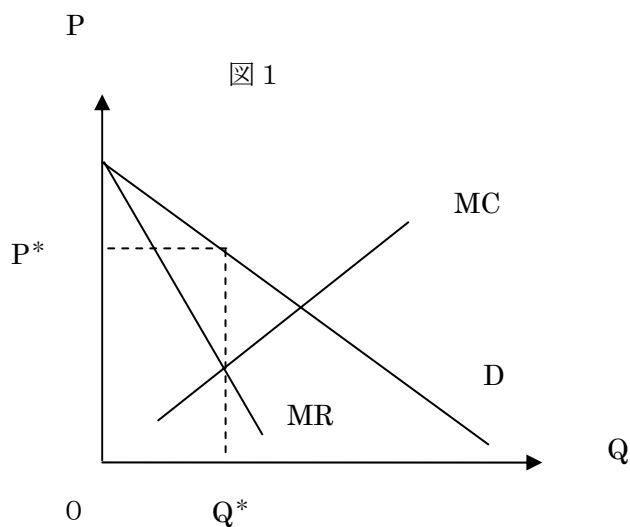
屈折需要曲線の理論について、図を用いて説明せよ。

ポイント

- ・ 屈折需要曲線が何を説明するモデルなのか説明する。
- ・ 屈折需要曲線のモデルの前提について説明する。
- ・ 内容について説明する。

解答例

屈折需要曲線の理論とは、寡占市場において価格の硬直性を説明するモデルである。通常、企業の生産量は利潤最大化条件 $MR$ （限界収入） $=MC$ （限界費用）を満たす水準 $Q^*$ で決定される。価格はこのとき、需要曲線上で $P^*$ と決定されることになる。（図1）



P：価格、Q：数量、MR：限界収入曲線、MC：限界費用曲線、D：需要曲線

この前提に立てば、何らかの事情でMCがシフトすると企業の最適な生産量 $Q^*$ は変化し、価格も変化することになる。

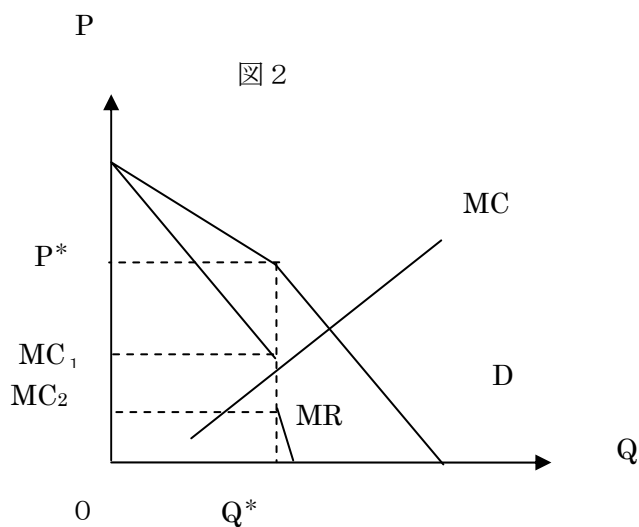
一般に限界費用は、賃金や利子率などの他に原材料費なども含まれており、それらは市場価格により日々変動するものもある。そうであれば、MCは毎日変動していることになり、価格もそれにより日々変動しなければならない。

しかし現実の世界では、そのように材料費の変動等が起こり  $MC$  が変化したとしてもそれほど頻繁に価格が変わることはない。こうした価格の硬直性を説明する理論のひとつが屈折需要曲線の理論である。

この議論は、「不完全競争市場において、ある企業が現在よりも価格を上げると他の企業は、価格の値上げには同調しないが、値下げの場合には市場シェアを守るために追従して値下げする」という前提が必要である。

この前提の下では、この企業の直面する需要曲線は現在の価格水準を境にして図2のように屈折点を持つことになる。価格の上昇の際には急激に需要が減少するのに対し下落の場合にはさほど需要は増加しないからである。このとき、限界収入曲線は現在の賃金水準のところで、不連続になることとなる。

この不連続の部分に  $MC$  があるとき (図の  $MC_1$  と  $MC_2$  の間) は、 $MC$  が変動したとしても  $MR=MC$  の利潤最大化条件を満たす生産量は変化せず、よって価格も  $P^*$  から変化することはない。



このように、屈折需要曲線の理論を用いると限界費用が変化しても価格が現在の水準で硬直的になることが説明できる。ただし、現在の価格がどうしてこの水準になるのかは、この理論では説明することはできない。また、こうした価格の硬直性を説明するモデルとしては、他にメニューコスト理論、フルコスト理論などがある。

以上

経済政策

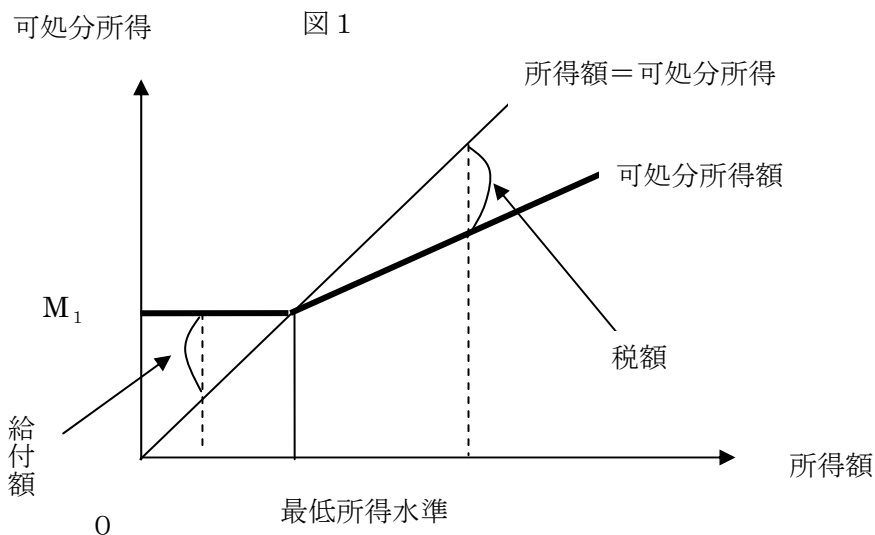
負の所得税について、図を用いて説明せよ。

ポイント

- ・負の所得税の議論がなぜされるのか、示す。
- ・負の所得税のメリット、デメリットについて示す。

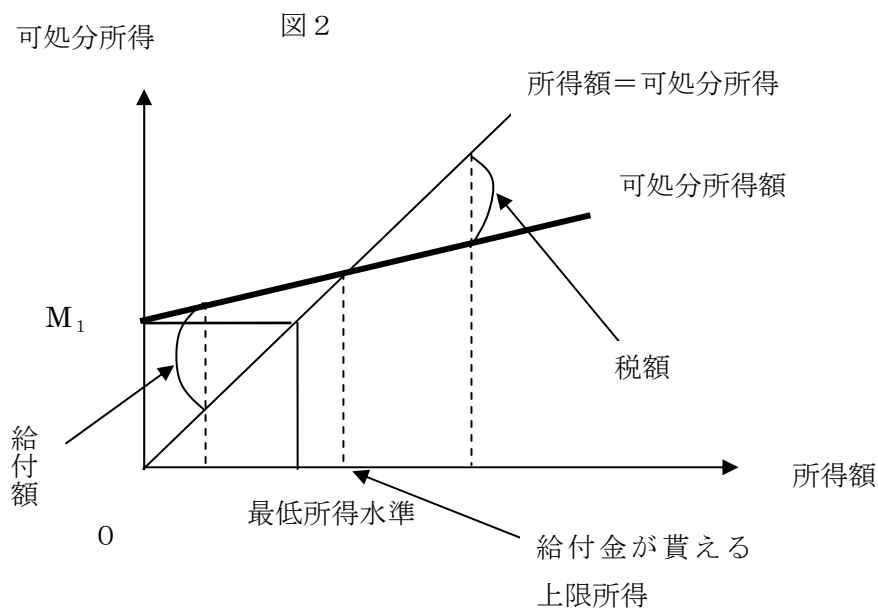
解答例

負の所得税とは生活給付に関する議論の 1 つである。従来型の生活給付制度では、生活給付をもらっている場合、所得の上昇に応じて生活給付金が減額されてしまうので、可処分所得が上昇することがない。このため、勤労意欲がわかず生活給付を受ける最低所得水準から抜け出すことができないという問題点が指摘されていた。これを簡略に、描いたのが次の図である。図 1



図の太線がこの個人の可処分所得を示すが、最低所得水準までは、自分で所得額を上げていっても、所得が増えたのと全く同額の給付金がカットされてしまうので可処分所得は $M_1$ のまま変化しない。これでは、働いても生活が豊かにならないので勤労意欲が削がれてしまうこととなる。

この問題を解決するために、唱えられたのが負の所得税である。この議論は、例えば生活給付を得ていても、個人が労働をして所得が増えたらいくらかはその増えた分を手元に残そうとするものである。図2



この図の太線が、負の所得税のケースのこの個人の可処分所得である。給付金をもらっていても所得額が増加するとともに、可処分所得が増えていくのが分かる。この制度であれば、所得が上昇するに従ってこの個人は豊かになるので、勤労意欲が阻害されることはない。したがって、現行型の生活給付制度の問題点である、モラルハザードを起こし、最低賃金水準から抜け出すことができないという欠点は解決することとなる。

しかし、この方式だと給付金が得られる所得額の上限が現行型の生活給付制度よりも大きくなるので財政の負担額が大きくなるというデメリットがある。

以上

## 財政学

アダム・スミス及びワグナーの租税原則について、その社会的背景を含めて説明せよ。

### ポイント

- ・ 租税原則とは何か
- ・ アダム・スミス、ワグナーの租税原則を述べる
- ・ なぜそう言う違いになったのか記述する。

### 解答例

租税原則とは、租税のあるべき姿を指し示すものであり時代や社会の変遷の中で様々に議論されてきた。

18世紀のアダム・スミスの租税原則は4つあり、それは以下の通りである。

#### アダム・スミスの4原則

- ・ 公平性の原則・・・行政サービスから受ける利益に応じた税負担であること
- ・ 明確性の原則・・・支払時期、徴収方法、支払金額が確実であること
- ・ 便宜性の原則・・・納税者にとって都合のよい時期と徴税方法であること
- ・ 最小徴税費の原則・・・徴税費用は最小であること

これに対して、19世紀のワグナーは4大原則、そしてその下に9小原則を唱えている。

#### ワグナーの4原則。

- ・ 財政政策上の原則・・・財政需要を充足でき、財政需要の変動に柔軟に対応できるように可動的でなければならない。
- ・ 国民経済上の原則・・・国民の経済発展を阻害しないような税源および、税種であること。
- ・ 公平性の原則・・・すべての国民が負担し、担税能力に応じた課税であること。
- ・ 税務行政上の原則・・・明確であり、国民にとって便宜性があり、徴税費は最小であること。

両者の、租税原則とも重複する部分もあるが、アダム・スミスとワグナーでは財政政策に対する考え方が異なっている。

市民の経済力が増し、近代へと発展していく段階におけるアダム・スミスの時代では、政府は非生産的であり必要悪としてとらえられ、政府は市場に介入してはならず財政の規模は小さければ小さいほどよいと考えられていた。そのため、租税に関しても国民になる

べく負担をかけない様に配慮することが求められ、課税の根拠も行政から受ける利益もとづいて支払うべきだとする利益説的な立場に立っていた。

これに対して、ワグナーの時代では政府にも生産性があるものとされ、経済の発展とともに国家の福祉的、文化的支出が増加し、その役割も多様化していくと考えられていた。これを、「経費膨大の法則」と呼ぶ。こうした、役割に積極的に関わっていくためには、政府には十分な税収が必要とされ租税原則もそれに沿ったものとなる。

またワグナーは、担税能力に応じた課税をすることで「所得の再分配機能」についてもそれを認めており、それに沿った租税原則を主張している。

以上のように、アダム・スミスとワグナーの租税原則は、国家の介入を排除し市場による資源配分のみを重視した原始的な経済から、近代のようにある程度の発展が進み国家による福祉などの積極的な介入が必要となる時代への変遷を写しているとも言えるだろう。

以上